JHU NEWS No.07 2021.12.09

ＪＡＬ被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp https://jhu-wing.main.jp/

会社の安全報告書で
明らかになった

必要のなかった整理解雇！

＜歴史上稀にみる不当解雇はなぜ起きたのか？＞

以下は、稲盛元会長が出席した 2011 年 9 月 30 日の法廷での証言です。

原告代理人：人件費削減も人員削減も何れも目標をオーバーし達成している事実を知らなかったのか。
稲盛元会長：更生計画に基づいた計画には達成していないと管財人さんが説明しておられた。事実を細かく聞いておりません。
原告代理人：人件費や人員削減の目標がどうなっているのか事実を示しあいながら、どうするのか検討しなかったのか。
稲盛元会長：しておりません。

不当労働行為で断罪された

管財人の言うがまま、人員削減の実態も把握しないで、
必要のなかった解雇が強行された！

こんな杜撰な解雇は許されない！！
必要のない不当な解雇を行った会社の責任は重大だ！

日本航空の経営が「解雇争議を解決する」と判断してから 3 年 7 か月

何故、解雇争議は解決しないのか？

＜金融機関・株主・社員＞「経営破綻、総被害者論」

会社が繰り広げる「経営破綻、総被害者論」とは？

会社：多くの方に迷惑をかけているから、一部の人だけにお金を払うことはできない（？）

以下は、2021 年 11 月 22 日の JHU との交渉における会社発言です。

【JHU】 株主や金融機関から金銭解決するなと言われているのか。
《会社》 言われていない。
【JHU】「円満解決」に反対している社内の労組があるのか。
《会社》 要求に対して他の組合がああだ、こうだということは常識的にない。
【JHU】 財源の問題は理由ではないのだな。
《会社》 関係ない。
《会社》 個別の話ではなく、皆さんは自分達だけ何とかしてくれと言うが、他にも沢山いるということだ。

＜「経営破綻、総被害者論」の誤謬＞

会社の言う、所謂「経営破綻の総被害者論」は、以下の理由から、必要もなく解雇された被解雇者には通用しない！

1. **被解雇者は、必要がなかったのに一方的に雇用を打ち切られ、本人の同意もなく解雇された**
2. **金融機関には経営再建の過程でリファイナンスという形で、株主には高額の配当で、破綻前以上に多額の利益還元をしている**
3. **被解雇者は、特別早期退職者、希望退職者に比べても被害が大きい**

航空法 111 条 6 項の規定に基づき、会社が公表していた 2010 年度の安全報告書は、整理解雇の必要がなかったという動かぬ証拠です。この安全報告書の提出を受けていた国土交通省も、解雇が必要でなかったことを承知していたことになります。

JHU は、2021 年 9 月 15 日と 10 月 26 日、国土交通大臣に解雇争議解決のための団体交渉を求めましたが団交に応じなかったため、12 月 9 日、都労委に国交大臣の「団交拒否」不当労働行為救済申立を行いました。

JHU は、会社の団交拒否に対する都労委申立と、国土交通大臣に対する都労委申立のもとに、解雇争議の早期・全体的解決に向け、全力で取り組んで行きます。

以上